

財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等
改革に伴う財務処理の状況についての報告書(要旨)

平成18年10月

会計検査院

検査の背景等

1 検査の背景

会計検査院は、平成12年度決算検査報告において、「財投機関の決算分析について」（以下「12年度報告」という。）を掲記している。その後、財投機関（財政投融資の対象となっている機関）とそれを取り巻く社会経済情勢は、財政投融資改革（以下「財投改革」という。）や特殊法人等改革等の進展により大きく変化した。また、今後も、政策金融改革等により財投機関の組織形態や事業の見直しなどが更に進められることとなっている。

2 検査の観点及び着眼点

経済性・効率性、有効性等の観点から、主として以下の項目に着眼して検査を行った。

財投改革前と比べた財投機関の決算状況の変化

- ・ 12年度報告の状況からどのように変化しているか

特殊法人等改革による財投機関の財務への影響

- ・ 財投事業についてどのような改廃が行われたか
- ・ 新規に設立された法人に承継された事業の財務基盤は改善されているか
- ・ 改廃の過程において新たな財政負担が発生していないか

財投改革後の財投事業に係る資金調達の状況

- ・ 財政投融資の縮減・重点化はどのように進ちよくしているか
- ・ 財投機関債の発行状況はどうか

12年度報告に掲記した課題、リスクへの対応状況

- ・ 既往債務の償還に係るリスクはどのように変化したか
- ・ 新たな事業運営上の問題点は発生していないか

3 検査の対象

- ・ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち、16年度において財政投融資の対象となっている37法人（58勘定）及び16年度末までに財投事業を廃止するなどして財投機関ではなくなった2法人の計39法人（次表参照）

社会資本整備法人（16法人）

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、緑資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立病院機構、環境再生保全機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、日本下水道事業団

政策金融法人（15法人）

国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、商工組合中央金庫、福祉医療機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構、国立大学財務・経営センター

無償資金型法人（8法人）

農業・生物系特定産業技術研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、情報処理推進機構、情報通信研究機構、医薬品医療機器総合機構、奄美群島振興開発基金、国際協力機構

（注1）法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。

（注2）下線を付した2法人は16年度末までに財投機関ではなくなった法人である。

39法人

検査の状況及び所見

1 財投改革前と比べた財投機関の決算状況の変化について

法人数の違いや会計基準の変更等により、12年度決算（42法人の全勘定）と16年度決算（37法人の全勘定）の単純な比較はできないが、主として以下のような変化がみられる。

- ・資産、負債は共に27兆円（約1割）の減少
- ・資本は764億円の増加（政府出資金は4兆3391億円の大幅な減少）
- ・当期損失金計上法人は、28法人（12年度） 8法人（16年度）
- ・財政負担（国から交付された出資金、補助金等）は12年度に比べてほぼ半減
資産及び負債の規模が大幅に縮小するとともに、損失金を計上している法人が減少し、国からの財政支出を伴う財政負担は軽減された。

2 特殊法人等改革による財投機関の財務への影響について

(1) 新規設立法人への事業承継に伴う財務への影響

新規設立法人20法人41勘定への資産等承継に際しては、会計処理方法の変更等により資産が2兆8034億円減少するなど、資産評価等による新たな損失が発生した。

上記の損失や承継前の累積欠損金は、政府出資金の償却2兆1106億円や、将来において財政負担が予定される未収財源措置予定額の計上2073億円などで解消した法人がある一方、累積欠損金が更に拡大した法人もある。

(2) 廃止事業及び廃止予定事業の状況

廃止事業（16年度末までに廃止されるなどした事業）については、最終の決算において総額で3560億円の欠損金が発生し、それに伴って2988億円の政府出資金が回収不能となっている。

廃止予定事業（16年度末時点で法令により廃止することが決定されている事業）については、16年度決算では、12勘定のうち8勘定において総額で945億円の累積欠損金が計上されている。



- ・新規設立法人については、将来更なる財政負担が生ずることのないよう効率的な事業運営に努めることが重要である。
- ・今後組織改革や財投事業の廃止が予定されている法人については、上記の状況を踏まえた事業運営を行うことが重要であり、改廃に伴う財政負担の有無の状況を含め、今後の事業の運営状況及び収支の推移について注視していくこととする。

3 財投改革後の財投事業に係る資金調達の状況について

財投機関の財政融資資金に係る資金調達コストが低減するとともに、償還形態を反映した多様な財政融資資金の借入れが可能となり、財投機関債の発行等と併せて、財投機関における資金調達方法も多様化した。

検査対象とした財投機関に対する財政投融資は16年度で11兆円と改革前の12年度20兆円の約5割の水準まで低下した。両年度の資金調達方法を比較すると、財政融資資金の調達は、9兆1542億円と大幅に減少したのに対し、政府保証債は、道路関係4公団の発行額が急増した影響もあり、1654億円と小幅な減少にとどまっている。

財投機関債の発行による市場からの資金調達量は約3兆円の規模に拡大したが、財投機関債は、その発行自体が新たなコストの増加要因になるとともに、発行金利の面では、法人の事業スキームや収支構造、資金調達方法の相違による格差が生じている。



- ・ 政府保証債については、道路関係4公団の発行額の増加が過渡的に行われた措置とされていることから、その発行額について今後の推移を注視していくこととする。
- ・ 今後の財投機関債の発行に当たっては、その導入目的に沿って事業運営の透明性の向上と業務の一層の効率化を図るとともに、資金調達コストを可能な限り抑えるよう努めることが重要であり、その発行状況と併せて、法人の事業運営等の状況を注視していくこととする。

4 12年度報告に掲記した課題、リスクへの対応状況について

(1) 社会資本整備法人

資産の簿価と時価とのかい離のリスクの状況については、独立行政法人化された社会資本整備法人7法人14勘定の事業資産等の価額は、承継前後で、1兆1174億円(4.2%)減少している。これらの減少額については、政府出資金の償却等により処理された法人が多いが、欠損金として新規設立法人に承継されているものもある。

(2) 政策金融法人

貸倒リスクの状況については、独立行政法人会計基準を適用している法人における貸倒引当金計上額の総額は、承継前後で、政策金融法人8法人10勘定では、543億円から2105億円へと約4倍に、社会資本整備法人6法人10勘定では、51億円から1255億円へと約24倍にそれぞれ増加しており、貸倒引当金の積増しにより生じた損失等については、政府出資金の償却など資本の処理を行っている法人のほか、損失等を解消できずに欠損金を計上していたり、未収財源措置予定額を計上したりしている法人も見受けられる。また、従来基準をそのまま適用している政策金融法人8法人における貸倒引当金計上額の総額は、法定貸借対照表では5360億円であるのに対し、民間企業仮定貸借対照表では2兆1597億円となっていて、法定貸借対照表の金額を1兆6236億円上回る額となっている。

繰上償還リスクの状況については、政策金融法人9法人において、借受者が任意の繰上償還を行う場合はこれにより逸失した金利収入の全部又は一部を補う補償金を徴収する制度を導入するなどの措置を13年度までに講じている。

(3) 無償資金型法人

出資事業資産のリスクの状況については、無償資金型法人6法人7勘定の関係会社株式に係る価額は、承継前後で、618億円減少（承継前価額の17.9%）しており、これらの評価損等により生じた損失は欠損金として承継されている。また、社会資本整備法人1法人1勘定の関係会社株式に係る価額は、承継前後で、55億円減少（承継前価額の2.4%）しており、これにより生じた損失は、政府出資金の償却（46億円）などにより処理されている。

欠損金の状況については、無償資金型法人16勘定の12年度から16年度までの間の累積欠損金の総額をみると、12年度から14年度にかけて約3倍に増加し、15年度には半分以下に減少したものの、16年度には再び増加しており、16年度末で2511億円となっている。このうち研究開発を支援するための委託事業に係る累積欠損金は、13年度以降毎年度増加しており、16年度末で696億円となっている。



・各法人の事業スキームに係る基本的なリスク構造には大きな変化はないことなどから、今後の社会経済情勢の変化に伴ってリスクが増大するおそれはないか、引き続き注視していくこととする。

5 まとめ

弾力性のある財務運営を可能とする独立行政法人制度の導入や、財投改革による財投機関の資金調達方法の多様化により、財投機関の事業運営や資金調達に対する自由度は高まっている。このような改革の成果を生かすためには、法人自らが業務運営における透明性の確保と一層の効率化を図り、財投事業の健全かつ効率的な運営を行うことはもとより、法人の業績に対する事後の検証を十分に行い、事業に係る経営責任の明確化を図ることが一層重要となっている。

会計検査院は、今後、政策金融改革等による組織形態や事業の見直し、財投事業の廃止等が予定されていることを踏まえて、上記のような観点に立って、今回の分析において抽出した課題について、今後の状況を注視していくとともに、個々の法人の事業運営についても、社会経済情勢の動向等を踏まえて、多角的な観点からの検査を実施していくこととする。